



2021年5月18日

各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号  
平和不動産株式会社  
代表取締役社長 土本清幸  
(コード番号 8803)東京・名古屋市場第一部・福岡・札幌  
問合せ先 代表取締役専務執行役員 岩崎範郎  
TEL 03-3666-0182

### 従業員向け株式給付信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員を対象としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式給付信託」(以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」という。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入の目的

当社は、当社の従業員に対するインセンティブ・プランの一環として、当社の中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への当社の従業員の貢献意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

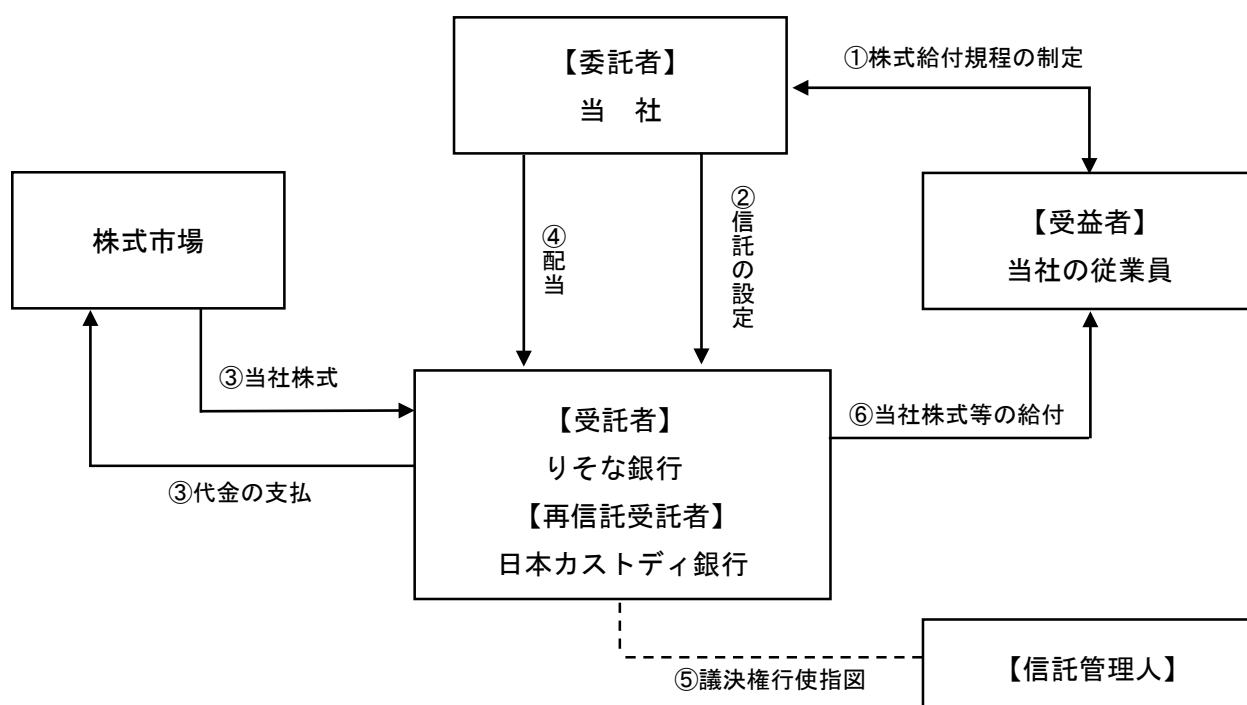
#### 2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程(以下、「株式給付規程」という。)に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し、当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭(以下、「当社株式等」という。)を給付する仕組みです。

当社は当社の従業員に対して、株式給付規程に基づき職位及び業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の受益者要件を満たした場合には、当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、当該信託設定に係る金銭は全額を当社が拠出するため、当社の従業員の負担はありません。

本制度の導入により、当社の従業員は、当社株式の株価上昇による経済的利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式の議決権行使には、受益者候補である当社の従業員の意思が反映されるため、これまで以上に当社の従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

### 3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。
- ③ 本信託は、上記②で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場を通じて取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に係る議決権については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行い、受託者はかかる指図に従います。
- ⑥ 当社の従業員に対しては、信託期間中、上記①の株式給付規程に基づき、職位及び業績達成度等に応じて事業年度毎にポイントが付与され、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした当社の従業員に対して、付与されたポイント数に応じた数の当社株式等を給付します。

※受益者要件を充足する当社の従業員への当社株式等の給付により信託内に当社株式がなくなった場合、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。また、その場合の当社株式の取得方法は、株式市場を通じて又は自己株式処分を引き受ける方法による取得を予定しております。

(参考)

#### 1. 本信託契約の内容

- (1) 名称 : 従業員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行 (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 当社の従業員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託契約日 : 2021年5月19日(予定)

- (7) 金銭を信託する日 : 2021 年5月 19 日(予定)
- (8) 信託の期間 : 2021 年5月 19 日(予定)から本信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)

## 2. 本信託の設定時における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式取得資金として信託する金額 : 300 百万円
- (3) 株式の取得方法 : 株式市場を通じて取得
- (4) 株式の取得日 : 2021 年5月 19 日～2021 年6月 30 日(予定)

以 上